

北山田町内会館 団体利用について

1 ご利用の前に

北山田町内会館（以下、会館）は、町内会会員相互の福祉や健康促進をはかるとともに、会員の親睦を高めることを目的とした活動において利用できます。

会館の利用を希望される団体は「利用団体登録票」を提出してください。

運営委員会により会館利用許可を得られた団体は、所定の申請書を提出し予約が受け付けられた場合、会館を利用することができます。

2 利用できる日時

町内会活動の利用がない日の、原則として午前9時～午後9時

ただし予約後に町内会活動が急きょ決まった場合は予約を取り消す場合があります。

3 利用の手順

利用は各団体で予約できるのは月に原則4回まで。ただし、予約が空いている場合は追加での利用を認めます。利用申込書に記入の上、提出してください。万が一、利用しない場合はすみやかに連絡をして利用の取り消しをしてください。

① 利用の予約 前月の第1火曜の9時より来館後、翌月分の予約・申し込みを受け付けます。

ただし、町内会直轄の団体の予約については年間予約可とします。

② 予約開始日以降の予約 第1火曜以降は、以下の時間帯に会館に来館して予約申し込みができます。

受付対応時間 第1火曜他2回 午前9時から正午まで

（会館1階事務室にて）

③ 利用申し込みの際に利用料は原則前納し、開錠・利用についての説明を受ける。

④ 利用当日は、利用時間内に清掃・片づけをすませ、ゴミは持ち帰り撤収する。

4 利用料

2階ホール 1時間500円

1階ホール 1時間500円

調理室 3時間1500円（現在、予約受付はまだ開始していません）

利用申込書の提出とともに、利用料を前納し、領収書を受け取ってください。

※ただし、運営委員会が認めたものは免除、減額する場合があります。

5 利用の取り消しについて

利用の取り消しは下記のアドレス宛に連絡してください。

利用料の返金は受付対応時間内に来館して、返金の手続きをしてください。1週間をきっての取り消しの場合は原則、返金を受け付けませんのでご注意ください。

※お問い合わせ先

kitayamata@outlook.jp